

大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業
～同一建物(施設)内の複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～

図1:介護・障がいの訪問系サービスについて、同事務所で複数の事業者指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、**同区画**)

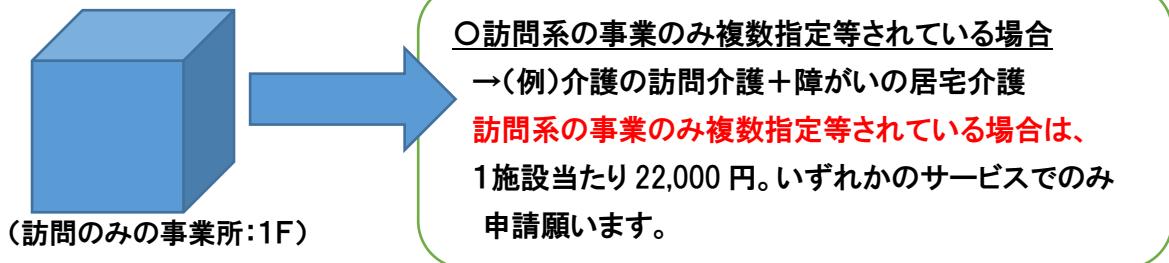


図2:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。**ただし1階、2階で分かれていたり、区分してサービスの指定を受けている場合**)は、それぞれで申請することが可能。

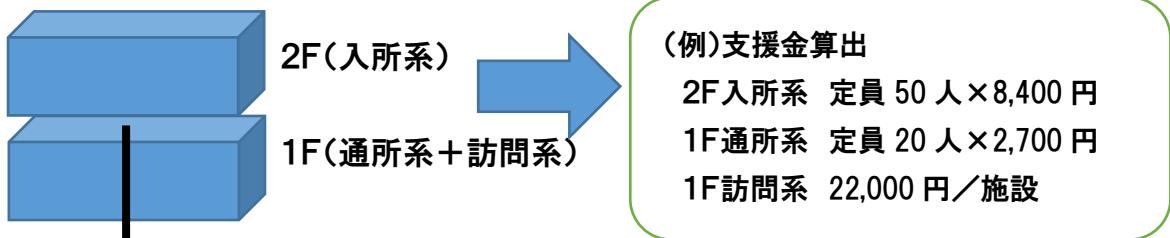
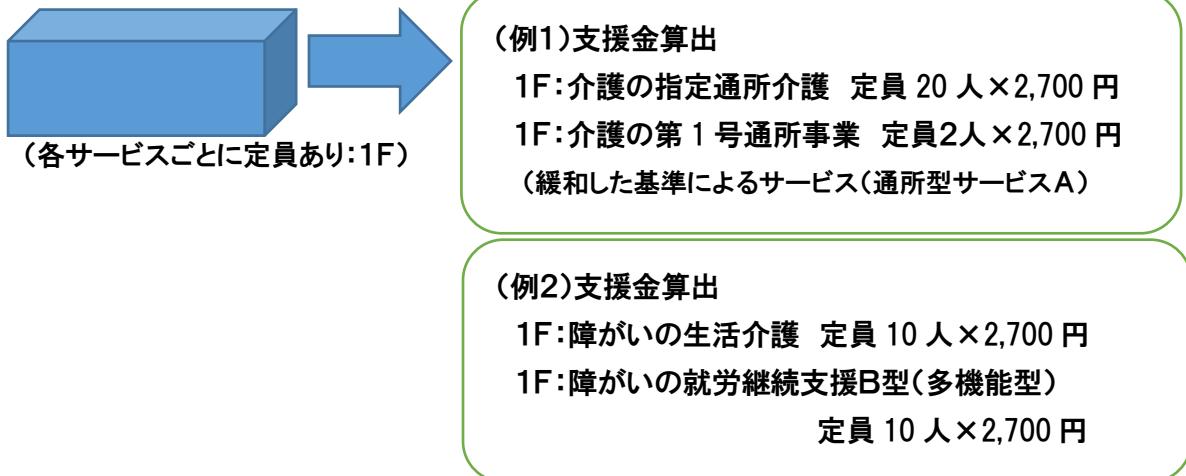
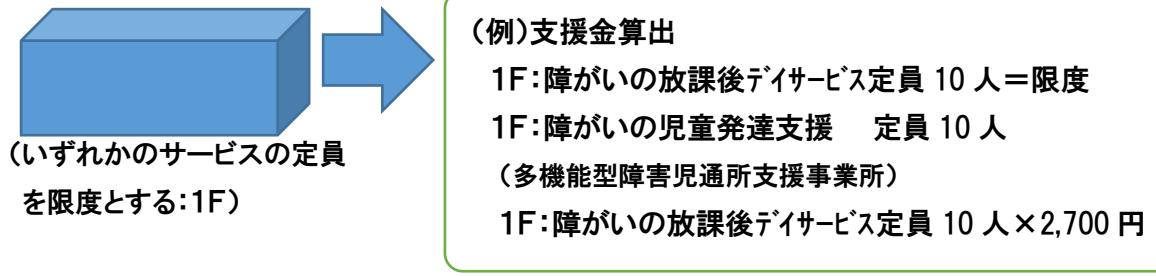


図3:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。**ただし区分せずに同じ場所で**サービスの指定を受けている場合)は以下のとおり。

A:通所系で同時間における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合は、それぞれで申請することが可能。



B:通所系で同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか1つのサービスでのみ申請することが可能。



C:通所系で実施時間を分けている場合は、いずれか1つ、定員の大きい方のサービスでのみ申請可能。

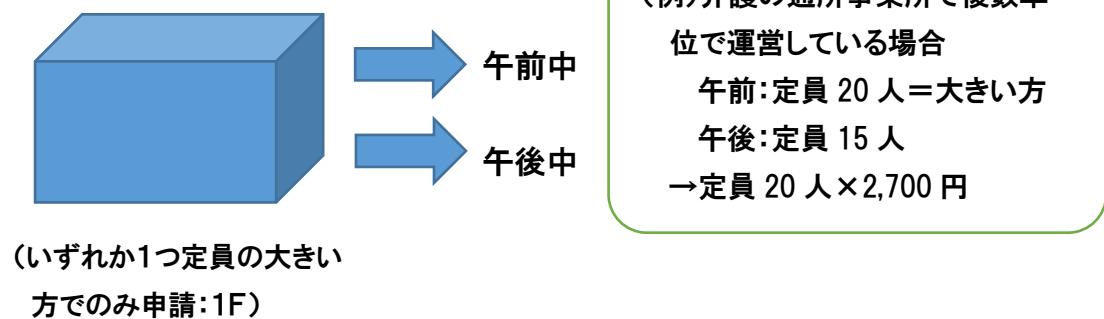


図4:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けている場合は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)

★医療施設は、訪問系も通所系も実施していない。



図5:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、訪問系では医療保険サービスも実施している場合)は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)

★医療施設は、訪問サービスを実施しており、通所サービスは実施していない。



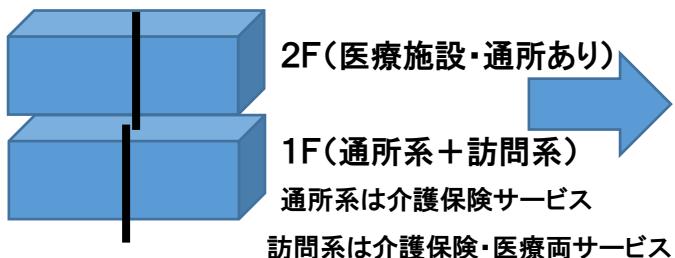
(例)支援金算出

2F:医療施設 60,000円/施設
1F訪問系(医+介)
1F通所系 定員20人×2,700円

図6:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は通所サービスも実施する医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、訪問系では医療保険サービスも実施している場合)は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)

★医療施設は、訪問サービスも通所サービスも実施している。

★通所系は医療と介護が別体制で実施されている。



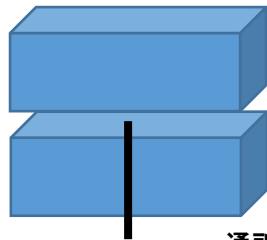
(例)支援金算出

2F:医療施設 60,000円/施設
2F:医療・通所(定員10人)
1F訪問系(医+介)
1F通所系 定員20人×2,700円

図7:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、通所系では医療保険サービスも実施している場合)は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)

★医療施設は、訪問サービスは実施していない。

★通所系サービスは、医療と介護が一体的に実施されている。



2F(医療施設)

1F(通所系+訪問系)

訪問系は介護保険サービス

通所系は介護保険・医療両サービス



パターン1、パターン2いずれかの
申請が可能

(例) 支援金算出 パターン1

2F: 医療施設] 60,000 円/施設

1F: 通所系(医療保険+介護保険)]

1F: 訪問系 22,000 円/施設

or

(例) 支援金算出 パターン2

2F: 医療施設 → 申請しない

1F: 通所系(医療保険+介護保険) 定員 20 人 × 2,700 円

1F: 訪問系 22,000 円/施設